

令和2年度第1回横須賀市再犯防止対策連絡会議 会議録（要旨）

1 日時 令和2年12月2日（水）から12月18日（金）まで
（各委員への資料送付日から意見等の締切日まで）

2 場所 書面開催

3 出席者（書面会議のため回答者）
委員 18名中18名

4 資料

- (1) 横須賀市再犯防止対策連絡会議 委員名簿
- (2) パンフレット「民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度」

5 議事

- (1) 住居確保の対策について
本市住宅セーフティネット制度の活用など、住居確保に向けての支援の実情等

【主な質疑等】

- ・新たな住宅セーフティネット制度の対象となる住宅確保要配慮者として、省令に保護観察対象者等が規定されている。出所者や出院者からの入居などに関する本市への相談事例はなし。
- ・本市では8棟48戸の登録があり、会議開催前時点での空室は2棟7戸。7戸すべてが保護観察対象者等を入居対象者に指定している。
- ・登録住宅の家賃は民間賃貸住宅の相場並みでしかなく、入居希望者の経済的なインセンティブはほとんどないと思われる。
- ・民間賃貸住宅である以上、要配慮者の住居確保にとって過大な期待はできないのではないか。

- (2) 特別調整の円滑な実施について

高齢、障害等を有する者であって、帰住予定がない者に対する出所後の福祉サービス（医療、介護、年金等）を受けられる特別調整を円滑に実施できるよう、関連福祉機関等との互いの情報提供及び支援等の充実化

【主な質疑等】

- ・特別調整の必要性が認められる被収容者については、面接等を実施し、本人の同意に基づき、刑務所の会議を経て選定している。
- ・社会復帰支援指導は、特別調整が必要又は同調整に準じる指導が必要と思料される者を中心に選定している。選定前はあらかじめ関係機関に情報提供し、以降の手続き等を円滑に実施できるように対策を行っている。

- (3) 住居の確保について（市営住宅への優先入居、入居規定の緩和の実情等）

【主な質疑等】

本市市営住宅においては、保護観察対象者等の優先入居又は入居要件の緩和の取扱いが行っていない。

(4) 就労の促進について（市役所での仮釈放者等の雇用（臨時的任用職員））

【主な質疑等】

本市では、仮釈放者等の就労機会提供のための雇用実績はない。川崎市、鎌倉市が保護司会と協定を締結し、保護司会が推薦する保護観察対象者を、臨時的任用職員として雇用する就労支援事業を実施していることは承知している。

(5) 引受人の不安解消のための経済的、精神的な支援について

社会復帰には、周囲の人の支援の重要性を感じる。

(6) 福祉サービス、医療機関への円滑な連携のあり方について

【主な質疑等】

実情として、保護司の中には福祉的な分野まで活動を強いられるものもあり、専門分野に委ねたい部分がある。

(7) 分科会の設置について

【主な質疑等】

(3) から (6) までのような課題別の分科会を設置し、検討を重ねる場があると内容が深まり、実効性があるのではないか。

2 報告

(1) 就労支援にかかわる横須賀刑務支所、久里浜少年院との連携事業について

- ・ハローワークでは、保護観察所から依頼があった刑余者で、入所していた履歴を開示して求職活動を希望される方の就労支援を行っている。そのほかハローワーク横須賀では週2回、矯正施設内に非常勤職員（就労支援ナビゲーター）を常駐させている。令和2年度は火曜と木曜、横須賀刑務支所に常駐し、在所中の就職内定を目的として相談業務等の就労支援を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症により、相談業務や求人に多大な影響が出ており、4月から5月の間は相談業務ができない状況だった。再開した6月以降、事業主との面接はリモートのオンライン面接となり、事業主も面接を受ける方も不便な状況が続いている。11月末時点の採用内定状況は、求人状況の低調さも影響し前年同時期の4割程度にとどまっている。
- ・これらの者が雇用定着することが再犯防止につながる。
- ・ここ数年、協力雇用主が増えてきており、全国のハローワークから週2～3件の受刑者対象の求人が届いている。

【事務連絡】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、次回開催時期は未定。開催を決定次第、依頼を発出するので、2年毎の委員委嘱と併せてご協力をお願いしたい。